

新旧対照表

新	旧	備考
札幌市建築工事監理業務委託共通仕様書 第1章 総則 1. 1(略) 1. 2 用語の定義 (略) 12.「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者 に対して、委託者が当該工事監理業務の契約条件を説明す るための書面をいう。 13.「特記仕様書」とは、当該工事監理業務の実施に関する 明細又は特別な事項を定める図書をいう。 14.「共通仕様書」とは、各工事監理業務に共通する事項を定 める図書をいう。 15.「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約約款の規定に より定められた設計図書、委託者から変 更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をい う。 16.「指示」とは、担当職員が受託者に対し、工事監理業務の 遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させる ことをいう。 17.「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行若しく は変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を 求めることをいう。 18.「通知」とは、委託者若しくは担当職員が受託者に対し、 又は受託者が委託者若しくは担当職員に対し、工事監理業	札幌市建築工事監理業務委託共通仕様書 第1章 総則 1. 1(略) 1. 2 用語の定義 (略) 12.「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者 に対して、委託者が当該工事監理業務の契約条件を説明す るための書面をいう。 12.「特記仕様書」とは、当該工事監理業務の実施に関する 明細又は特別な事項を定める図書をいう。 13.「共通仕様書」とは、各工事監理業務に共通する事項を定 める図書をいう。 14.「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約約款の規定に より定められた設計図書、委託者から変 更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をい う。 15.「指示」とは、担当職員が受託者に対し、工事監理業務の 遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させる ことをいう。 16.「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行若しく は変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を 求めることをいう。 17.「通知」とは、委託者若しくは担当職員が受託者に対し、 又は受託者が委託者若しくは担当職員に対し、工事監理業	項番の修正 (13～29)

新旧対照表

新	旧	備考
務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 19. 「報告」とは、受託者が担当職員に対し、工事監理業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。 20. 「承諾」とは、受託者が担当職員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により同意することをいう。 21. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。 22. 「提出」とは、受託者が担当職員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 23. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。 24. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、工事監理業務の完了の確認をすることをいう。 25. 「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために主任監理者等が担当職員等又は工事の受注者等と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。 26. 「協力者」とは、受託者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。 27. 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。	務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 18. 「報告」とは、受託者が担当職員に対し、工事監理業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。 19. 「承諾」とは、受託者が担当職員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により同意することをいう。 20. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。 21. 「提出」とは、受託者が担当職員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 22. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。 23. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、工事監理業務の完了の確認をすることをいう。 24. 「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために主任監理者等が担当職員等又は工事の受注者等と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。 25. 「協力者」とは、受託者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。 25. 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。	誤字修正

新旧対照表

新	旧	備考
う。 28.「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。 29.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。 第2章 工事監理業務の内容 工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。 2. 1 一般業務の内容 一般業務の内容は、<u>令和6</u>年国土交通省告示第<u>8</u>号（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、次の1及び2に掲げる業務とし、受託者は担当職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。 1. 工事監理に関する業務 (略) (3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (略) (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 ① 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前	う。 26.「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。 27.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。 第2章 工事監理業務の内容 工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。 2. 1 一般業務の内容 一般業務の内容は、<u>平成31</u>年国土交通省告示第<u>98</u>号（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、次の1及び2に掲げる業務とし、受託者は担当職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。 1. 工事監理に関する業務 (略) (3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (略) (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 ① 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等、（当該材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事	告示文の番号変更 読点削除

新旧対照表

新	旧	備考
に指示すべき内容を担当職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。 (略) 2. 工事監理に関するその他の業務 (1) 工程表の検討及び報告 (略) ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置について取りまとめ、担当職員に報告する。 ③ ②の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。 (略) (3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等 (i) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告 (略) ④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。 (略)	前に指示すべき内容を担当職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。 (略) 2. 工事監理に関するその他の業務 (1) 工程表の検討及び報告 (略) ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置について取りまとめ、担当職員に報告する。 ③ ②の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。 (略) (3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等 (i) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告 (略) ④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いはは、①、②、③の規定を準用する。 (略)	空白削除 文字削除

新旧対照表

新	旧	備考
第3章 業務の実施 (略) 3. 6 再委託 1. 契約約款第6条第1項に定める「指定した部分」とは、工事監理業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託してはならない。 2. コピー、ワープロソフト等による文書作成、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約約款第6条第2項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受託者が、この部分を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくてもよいものとする。 (略) 3. 16 契約内容の変更 (略) 2. 受託者は、前項の規定において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 (1) 3. 10の規定に基づき担当職員が受託者に指示した事項 (略)	第3章 業務の実施 (略) 3. 6 再委託 1. 契約約款第6条第1項に定める「指定した部分」とは、工事監理業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託してはならない。 2. コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約約款第6条第2項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受託者が、この部分を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくてもよいものとする。 (略) 3. 16 契約内容の変更 (略) 2. 受託者は、前項の規定において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 (1) 3. 14の規定に基づき担当職員が受託者に指示した事項 (略)	文言修正 項番修正